諮問日:平成29年6月7日(平成29年度(情)諮問第6号)

答申日:平成29年10月2日(平成29年度(情)答申第12号)

件 名:津地方裁判所における職員の懲戒処分説明書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

## 第1 委員会の結論

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行後から現在まで『津地方裁判所の職員で懲戒処分を受けた者の懲戒処分説明書』(懲戒処分を受けた者の氏名,役職,内容等のわかるもの)。」(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、津地方裁判所長が、懲戒処分説明書(以下「本件対象文書」という。)を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

## 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、津地方裁判所長が平成29年2月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

# 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書については、起訴事案であり、裁判所の職員であるから、氏名以外はマスキングする必要がない。

# 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書には、被処分者の氏名が処分の内容等とともに記載されていることから、一体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。) 5条1号に規定する個人識別情報に相当する。不開示部分には、報道発表された情報が含まれているものの、当該報道発表から3年以上経過しており、当該期間の経過による社会的影響及び社会一般の関心ないし記憶の低減

と非違行為をした職員の権利利益の擁護の必要性等とを併せ考えると、もはや 公にされている情報とも、公にすることが予定されている情報とも認められな いため、同号ただし書イに該当しない。そのほか、同号ただし書口及びハに該 当する事情はない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成29年6月7日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年8月4日 本件対象文書の見分及び審議

④ 同年9月29日 審議

# 第6 委員会の判断の理由

1 苦情申出人は、本件対象文書の不開示部分のうち被処分者の氏名を除く部分 (以下「本件不開示部分」という。)について、開示すべきであると主張して おり、最高裁判所事務総長の上記説明は、本件不開示部分は被処分者の氏名と 一体として法5条1号に規定する不開示情報に相当するというものであるから、 以下、この点について検討する。

本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、処分の内容等が記載されており、その記載内容からすれば、被処分者の氏名と一体として法 5条1号に規定する個人識別情報と認められる。また、本件不開示部分の記載 内容には、報道発表された情報が含まれるとのことであるが、既に3年以上経 過しており、もはや公にされている情報とも、公にすることが予定されている情報とも認められないから、法5条1号ただし書イに相当するとはいえない。そのほか、本件不開示部分について、同号ただし書ロ又はハに相当する事情は 認められない。

したがって、本件不開示部分は法 5 条 1 号に規定する不開示情報に相当する と認められる。 2 以上のとおりであるから、本件対象文書を対象文書として特定し、その一部 を不開示とした原判断については、本件不開示部分は法 5 条 1 号に規定する不 開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	久	保		潔
委			門	П	正.	人